

**令和6年度  
本巣市留守家庭教室のご利用案内（夏季休業日のみ利用）**

**1. 夏季休業日のみ利用について**

本巣市留守家庭教室は夏季休業日のみ利用の申込みを以下のとおり受け付けます。また、現在留守家庭教室を利用されており、夏季休業日のみ利用しない方（休室）も受け付けます。

**2. 利用期間**

令和6年7月22日（月）から令和6年8月27日（火） ただし、以下の日は除きます。

- ① 土・日曜日      ② 国民の祝日      ③ その他特別の理由があるとき

**3. 開設時間**

午前8時から午後6時まで

延長利用は、午前7時30分から午前8時まで、午後6時から午後6時30分まで

- ※ 利用時間の延長を申し込まれる方は、「延長利用申請書」を幼児教育課へ提出してください。
- ※ 開設時間内での送迎を厳守してください。お時間を守っていただけない場合は、ご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。

**4. 利用料**

利用形態	利用期間	利用料
夏季休業日のみ利用	7月、8月のうち夏季休業日期間	15,000円
夏季休業日のみ休室	7月、8月のうち夏季休業日期間以外	3,000円

※ 夏季休業日は7月22日から8月27日までの期間です。

※ 夏季休業日のみ休室は通常利用7月分の4,000円から3,000円に減額されます。

**5. 延長利用料（期間内）**

利用期間	延長利用時間	延長利用料
夏季休業日期間	午前7時30分から午前8時	1,500円
	午後6時から午後6時30分	1,500円

※ 延長利用料は7月22日から8月27日までの期間の金額です。

**6. 利用料の納付方法**

放課後児童施設利用料の納付は、口座振替をご利用ください。利用決定後、口座振替依頼書をご利用の金融機関へすみやかに提出してください。

※ 夏季休業日のみの利用の納期限は令和6年9月2日です。

**7. 利用料の減額・免除**

次のいずれかに該当する場合は、利用料の減額・免除が認められます。次のいずれかに該当する場合は「放課後児童施設利用料減額・免除申請書」を幼児教育課まで提出してください。

減額・免除が認められる理由	減額・免除額
① 同一世帯から2人以上の児童が留守家庭教室を利用している世帯	2人目からの児童に係る利用料・延長利用料の2分の1を減額
② 父又は母のいずれか及びその子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）のみにより構成される世帯（※同一敷地内に親族が居住されている場合を除く）	当該児童に係る利用料・延長利用料の2分の1を減額
③ 生活保護法による保護を受けている世帯	利用料・延長利用料の全額を免除
④ その他市長が特別の理由があると認める世帯	市長が適当と認める額を減額

## 8. 申し込み

### (1) 必要書類

夏季休業日のみ利用の方

- ① 留守家庭教室利用申込書（児童1人ごと）
  - ② 就労証明書もしくは保育の実施申立書（同一世帯及び同一生計の15歳以上65歳以下の方）
  - ③ 保育の実施申立書の添付書類（就労以外の理由で利用される場合）
    - ア) 母親の出産・・・出産前については、母子健康手帳（表紙と予定日の記載ページ）の写し  
出産後については、母子健康手帳（出産証明書の記載ページ）の写し
    - イ) 病気等・・・医師の診断書（加療見込み期間が記載され、児童保護不可とわかるもの）  
または身体障害者手帳等の写し（児童保護不可とわかるもの）
    - ウ) 看護等・・・医師の診断書（加療見込み期間が記載され、要看護人とわかるもの）  
または被看護者の身体障害者手帳等の写し（要看護人とわかるもの）
    - エ) 就業訓練・・・通学する講座等の申込書の写し、受講日時がわかるものの写し。
    - オ) 学生・・・高等学校、大学、専門学校等に在籍する方は、学生証の写しを添付することにより、学校の証明に代えることができます。中学生は必要ありません。
    - カ) その他・・・児童を保護できない状況を証明するもの。
- ※ きょうだいで同時に利用申込書を提出される場合には、「① 利用申込書」は児童ごとに必要となりますが、「② 就労証明書もしくは保育の実施申立書」「③ 添付書類」はそれぞれ1通のみの提出で構いません。

夏季休業日のみ利用しない方（休室）

- ①留守家庭教室夏季休業日休室届（児童1人ごと）  
※ 夏季休業終了後の利用再開について、改めて利用申請書の提出の必要はありません。

### (2) 申込受付期間

令和6年5月1日（水）から 令和6年5月31日（金）まで

### (3) 提出先等

- ① 本巢市役所 教育委員会 幼児教育課（真正分庁舎1階）  
電話 058-323-7753

#### ② 各留守家庭教室

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・外山留守家庭教室（外山小学校内） | ・本巢留守家庭教室（本巢小学校内）   |
| ・席田留守家庭教室（席田小学校内） | ・土貴野留守家庭教室（土貴野小学校内） |
| ・一色留守家庭教室（一色小学校内） | ・真桑留守家庭教室（真桑小学校内）   |
| ・弾正留守家庭教室（弾正小学校内） | ・根尾留守家庭教室（根尾学園内）    |

※ 受取時間は、各教室の開室時間内（午後2時から午後6時まで、土・日・祝日を除く）

※ 各教室では書類の審査を行いませんので、不備がないようご注意ください。

### (4) 注意事項

- ① 利用申込数が各留守家庭教室の定員を超えた場合は、保護できない状況の緊急性の高い児童から、順次利用を決定します。
- ② 申込書や添付書類に不備がある場合は、利用できないことがあります。
- ③ 暴力・迷惑行為等生活指導上の支障があると認められる児童は、利用できないことがあります。

## 9. お問い合わせ

本巢市役所 教育委員会 幼児教育課（真正分庁舎1階）

電話 058-323-7753（直通）

058-323-1141（代表）内線：2162～2165